

(証券コード 3645)
平成28年 8 月 29 日

株 主 各 位

東京都渋谷区幡ヶ谷一丁目34番14号
日本メディカルネットコミュニケーションズ株式会社
代表取締役社長 平 川 大

第15回定時株主総会招集ご通知の一部訂正について

第15回定時株主総会招集ご通知の株主総会参考書類に一部誤りがございました。深くお詫び申し上げますとともに、下記のとおり訂正させていただきます。

記

【訂正箇所】 訂正箇所は で示しております。

招集ご通知 39頁「株主総会参考書類 議案及び参考書類 第2号議案 定款一部変更の件」

(訂正前)

1. 提案の理由

(1) 当社グループの新規事業の多様化と既存事業の更なるレベルの向上などに力を入れた事業展開を想定し、歯科医療を牽引する総合カンパニーの位置づけをより明確にすべく、商号変更を行うものです。

なお、商号変更につきましては、附則により平成28年12月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除されるものといたします。

(2) 上記の商号変更に伴い、第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものです。

(訂正後)

1. 提案の理由

(1) 当社グループの新規事業の多様化と既存事業の更なるレベルの向上などに力を入れた事業展開を想定し、歯科医療を牽引する総合カンパニーの位置づけをより明確にすべく、商号変更を行うものです。

なお、商号変更につきましては、附則により平成28年12月1日から実施することとし、実施日経過後、当該附則は定款より削除されるものといたします。

(2) 上記の商号変更に伴い、第1条（商号）及び第2条（目的）を変更するものです。

(3) 経営体制の変更に伴い、第14条（招集権者及び議長）、第23条（取締役会の招集権者及び議長）を変更するものです。

2. 変更の内容

変更の内容は、以下のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(目的)	(目的)
第2条 (条文省略)	第2条 (現行どおり)
1～22 (条文省略)	1～22 (現行どおり)
(新設)	<u>23 病院、クリニック、歯科医院等の管理運営並びに総合医療コンサルタント業務</u>
	<u>24 医療用機器及び医療用具、その他の各種機器及び製品のリース、輸出入及び販売</u>
	<u>25 医薬品、医薬部外品、健康食品、化粧品、その他の各種商品の企画開発、製造、輸入、卸売及び販売</u>
	<u>26 医学及び医療、健康、美容に関するコンサルタント業務</u>
	<u>27 各種経営コンサルタント業務</u>
	<u>28 保険代理業</u>
	<u>29 ファクタリング業</u>
	<u>30 歯科医院又はその事業の承継の斡旋、仲介、売買及びそれらに関するコンサルタント業務</u>
	<u>31 歯科医院等の開業支援</u>
	<u>32 電気通信事業</u>

<p>23 前各号に附帯する一切の事業 (新設)</p> <p>第3条～第13条 (条文省略)</p> <p>第14条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役社長が招集する。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、取締役社長が議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第15条～第22条 (条文省略)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長が招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第47条 (条文省略) (新設)</p>	<p>33 前各号に附帯する一切の事業 34 その他適法な一切の事業</p> <p>第3条～第13条 (現行どおり)</p> <p>第14条 <u>株主総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会の決議によって、取締役会長が招集する。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が招集する。</u></p> <p>2 <u>株主総会においては、取締役会長が議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役が議長となる。</u></p> <p>第15条～第22条 (現行どおり)</p> <p>第23条 <u>取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役会長が招集し、議長となる。取締役会長に事故があるときは、あらかじめ取締役会で定めた順序により、他の取締役が招集し、議長となる。</u></p> <p>第24条～第47条 (現行どおり)</p> <p>附 則</p> <p><u>第1条(商号)の変更は、平成28年12月1日に効力を生じるものとし、その効力の発生日をもって本附則は削除</u></p>
---	---

以上